第三十条の二十三第二項中「者は、」の下に「住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合又は」を加え、「交付市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　住民基本台帳カードの交付を受けている者は、前条第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当した場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該住民基本台帳カードを、当該住民基本台帳カードがこれらの規定のいずれかに該当する際にその者が記録されていた住民基本台帳を備える市町村の市町村長（第三十条の二十四第二項及び第五項において「直前の住所地市町村長」という。）に遅滞なく返納しなければならない。

第三十条の二十三第四項を削り、同条第五項中「交付市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第三十条の二十一とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十条の二十二　住所地市町村長は、住民基本台帳カードの法第三十条の四十四第三項の規定による交付又は同条第六項の規定による返還が錯誤に基づき、又は過失によつてされた場合において、当該住民基本台帳カードを返納させる必要があると認めるときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、当該住民基本台帳カードの返納を命ずることができる。

2　住所地市町村長は、前項の規定により住民基本台帳カードの返納を命ずることを決定したときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

第三十条の二十四を第三十条の二十三とする。

第三十条の二十五第一項中「交付市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「、第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に、「交付市町村長」を「住所地市町村長、直前の住所地市町村長、転出地市町村長又は転入地市町村長」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加え、同条を第三十条の二十四とする。

2　直前の住所地市町村長は、住民基本台帳カードがその効力を失つたことを知つた場合又は住民基本台帳カードの返納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

3　法第二十四条の二第三項に規定する転出地市町村長（第五項において「転出地市町村長」という。）は、同条第三項に規定する当該最初の転入届に係る転出届をした者に係る法第九条第一項の規定による通知を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

4　法第二十四条の二第三項に規定する転入地市町村長（次項において「転入地市町村長」という。）は、住民基本台帳カードに法第三十条の四十四第六項に規定する措置を講じた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三　外国人住民に関する特例

（外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出を要しない場合）

第三十条の二十五　法第三十条の四十八ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　世帯主でない外国人住民とその世帯主（外国人住民であるものに限る。次号及び次条において同じ。）との親族関係に変更がない場合

二　世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係の変更に係る戸籍に関する届書、申請書その他の書類が市町村長に受理されている場合

（外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合）

第三十条の二十六　法第三十条の四十九ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　世帯主でない外国人住民とその世帯主との間に親族関係がない場合

二　世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転出届に併せて転出届をした場合において、当該世帯主でない外国人住民が当該世帯主に関する転入届に併せて転入届をするとき（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）。

三　世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転居届に併せて転居届をする場合（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）

四　前三号に掲げる場合のほか、世帯主でない外国人住民がその世帯に属する他の外国人住民に関する転入届又は転居届に併せて転入届又は転居届をする場合（当該他の外国人住民が世帯主となる場合に限る。）その他総務省令で定める場合において、世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係を確認することができると市町村長が認めるとき。

（外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間の特例）

第三十条の二十七　外国人住民（中長期在留者のうち出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この条において「入管法」という。）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者（以下この条において「永住者」という。）及び特別永住者を除く。次項において同じ。）に対し交付される住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十六の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

中長期在留者（永住者を除く。）	住民基本台帳カードの発行の日から入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留期間の満了の日まで
一時庇護許可者又は仮滞在許可者	住民基本台帳カードの発行の日から入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間を経過する日まで
出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者	住民基本台帳カードの発行の日から出生した日又は日本の国籍を失つた日から六十日を経過する日まで

2　外国人住民に再交付された住民基本台帳カードについて前項の規定を適用する場合には、同項中「交付される住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十六の規定にかかわらず」とあるのは「再交付された住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十七第三項の規定により読み替えて適用する第三十条の十六の規定にかかわらず」と、同項の表中「住民基本台帳カード」とあるのは「再交付された住民基本台帳カード」とする。

（外国人住民についての適用の特例）

第三十条の二十八　外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第二項第一号	受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項	受理したとき、又は法第九条第二項若しくは法第三十条の五十
第十五条の三第一項第四号	又は第十三号	若しくは第十三号に掲げる事項、法第三十条の四十五に規定する国籍等又は同条の表の下欄
第十五条の三第二項	及び第六号から第八号までに掲げる事項（同条第四号又は第十三号	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに法第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日（法第七条第四号若しくは第十三号に掲げる事項、法第三十条の四十五に規定する国籍等又は同条の表の下欄